

竹原市放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザルに係る質問への回答

項番	該当箇所	質問	回答
1	—	応募にあたり、児童クラブ施設の現地視察や内覧を行うことは可能でしょうか。可能な場合は、希望日時の調整方法等についてもご教示ください。	全ての児童クラブを対象とした現地視察の機会は設けておりませんが、内覧の希望がある場合は、指定日時に一部児童クラブにおいて対応させていただきます。内覧の希望がある場合は、個別に調整させていただきますので、内覧を希望する児童クラブ、希望日時、参加人数を内覧希望日の前日（前日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）12時までに電子メールにてご連絡ください。（受信確認のため、電話連絡もお願いします。） ① 対象児童クラブ 忠海、大乘、竹原、竹原西、吉名 ② 対象日・内覧可能時間帯 8月8日（10時～17時）、8月12日（14時～17時）、8月13日～15日（9時～17時） ※8月13日～15日は、お盆休みのため児童の利用はありません。 ※内覧の参加人数は3人以内としてください。 ※質問受付期間を過ぎているため、内覧時に公募及び仕様に関する質問は受け付けません。 また、内覧の有無がプロポーザル審査に影響することはありません。
2	実施要領 (2)企画提案書類 ①企画提案書	企画提案書についてはA4サイズ両面で30ページ以内（表紙は除く）とありますが、 ○表紙…1枚 ○企画提案書…片面30枚（両面印刷にて15枚相当） との認識で正しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	仕様書 6 対象児童及び定員	令和6年度及び令和7年度4～6月度における各クラブの土曜日利用実績をご教示ください。	別添のとおりです。
4	仕様書 6 対象児童及び定員	6の（2）に、「令和7年5月1日現在の年間継続登録者数」の記載がありますが、各施設における1日あたりの平均利用人数についても教示いただけますでしょうか。 また、加配補助員数の記載がありますが、加配対象となる児童の年間継続登録者数および、加配児童における1か月の平均利用日数についても、併せてご教示いただけますようお願い申し上げます。	令和6年度における各児童クラブの1日あたりの平均利用人数は、別添のとおりです。 R6実績 ①加配対象の年間継続登録児童数 14人 ②加配対象児童の利用率 63%（1か月当たり15日程度）
5	仕様書 11 児童の健全育成に関すること	おやつについて、地元の果物や食材を活用した簡単なクッキングイベント（例：果物を切る、混ぜる等）を通じて児童へ提供する形式は可能でしょうか。衛生面や調理設備に関する市の方針があれば教えてください。	現在、放課後児童クラブにおいて調理は実施しておらず、調理・衛生に関するマニュアル等も策定していない状況ですが、食に関する体験を目的とした簡単なクッキングを行事として実施することは可能です。受託事業者からクッキングの提案があった場合は、市において食中毒予防のための衛生対策等を整理し、お示しいたします。なお、学校の調理室を使用することはできないため、放課後児童クラブの教室（流し台のみ設置）で調理器具を準備して実施することが想定されます。調理器具については、基本的には受託者の負担で準備していただくこととなりますが、場合によっては行事实施日に公共施設において管理している調理器具を貸し出すことは可能です。

竹原市放課後児童クラブ運営業務委託公募型プロポーザルに係る質問への回答

項番	該当箇所	質問	回答
6	仕様書 13 事業の運営に関する こと	1 3（2）のイに記載の、「事業年度終了時に精算を行う加配分の委託料」について、前年度（2024年度）の加配補助員数と精算額をご教示いただけますでしょうか。	R6実績 ①加配補助員配置人数 7 人（7 支援単位に各 1 人配置） ②加配補助員分の人件費 7,132,118円（報酬及び交通費）
7	仕様書 15 支援員等の体制	放課後児童支援員等処遇改善事業（月額9000円相当賃金改善）や、キャリアアップ処遇改善等の実施についてご教示ください。	放課後児童支援員等処遇改善等事業及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施はありません。
8	仕様書 15 支援員等の体制	1 5 の（6）に、「前年度に竹原市で勤務している職員（支援員及び補助員）の採用を優先する」の記載について、2025年7月現在「優先して採用する職員」に該当する職員数をご教示いただけますでしょうか。 また、その職員の種別（支援員/補助員（資格なし）/補助員（資格あり））の内訳もご教示いただけますでしょうか。	①支援員 1 9 人（各支援単位 2 人） ※ 1 人欠員中 ②補助員 5 7 人（うち資格あり 2 9 人） ※保育士・教員・社会福祉士の有資格者のほか、 <u>放課後児童支援員認定資格研修修了者についても「資格あり」として取り扱っています。</u> ※補助員の勤務日数については、各職員の事情に応じて、週 2 ～ 3 日程度の場合もあれば、月 2 ～ 3 日程度の場合もあります。また、学校の長期休業期間中のみ勤務する職員を含みます。 【仕様書 1 5 の(6)「受託者は、受託開始の前年度に竹原市で勤務している職員（支援員及び補助員）の採用を優先し、時間単価については委託期間中、水準を維持するよう努めること。また、時間単価を除くその他給与については、水準の継続に配慮すること。」についての留意事項】 <u>令和 7 年度の人事院勧告（例年 8 月頃に勧告）において、給料及び期末・勤勉手当の引上げが検討されています。人事院勧告を踏まえ、竹原市において令和 7 年度に給料及び期末・勤勉手当を引き上げることとなった場合は、委託開始までに給与水準の継続のために必要な協議を行います。</u>